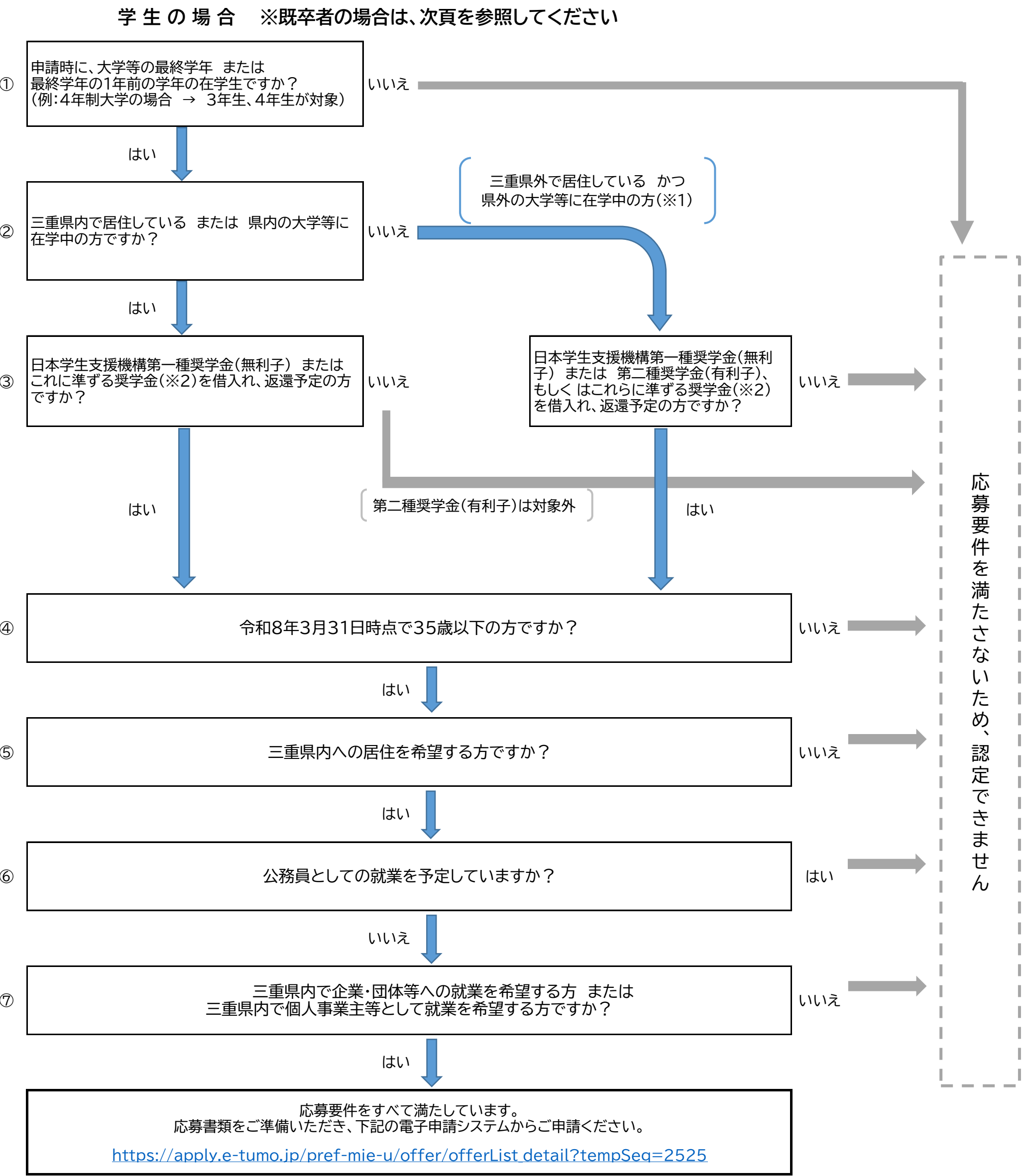


【申請に係る応募要件確認用フローチャート】

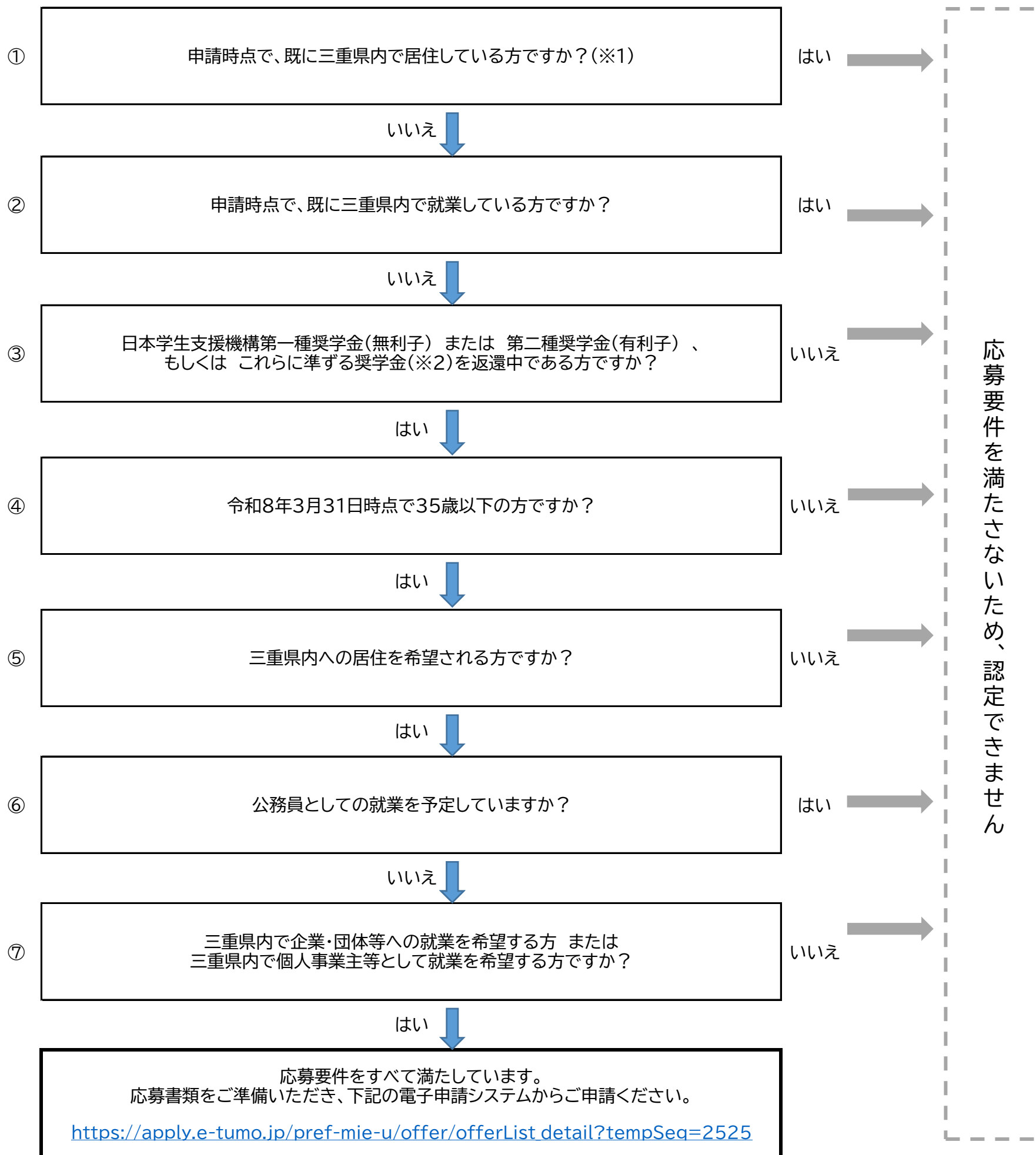


※1 なんらかの事情により住民票を現在の居住地に移していない方は、住民票に加えて、現在の住所に居住していることが分かる書類(賃貸契約書の写し等)を提出してください。

※2 「準ずる奨学金」としては、自治体や民間団体等が学生へ貸与する資金で、貸与を受けた学生本人が返還義務を負うものとしています。
(ただし、特定業種での就業や特定地域での居住等を要件に、返還額の全部又は一部が免除されるものを除きます)。
なお、日本学生支援機構 第二種奨学金及びこれに準ずる奨学金の利息等については、助成対象外となります。

【申請に係る応募要件確認用フローチャート】

既卒者の場合



※1 なんらかの事情により住民票を現在の居住地に移していない方は、住民票に加えて、現在の住所に居住していることが分かる書類(賃貸契約書の写し等)を提出してください。

※2 「準ずる奨学金」としては、自治体や民間団体等が学生へ貸与する資金で、貸与を受けた学生本人が返還義務を負うものとしています。
(ただし、特定業種での就業や特定地域での居住等を要件に、返還額の全部又は一部が免除されるものを除きます)。
なお、日本学生支援機構 第二種奨学金及びこれに準ずる奨学金の利息等については、助成対象外となります。